

オオバの農薬作物残留試験の取り組み



写真1 オオバ

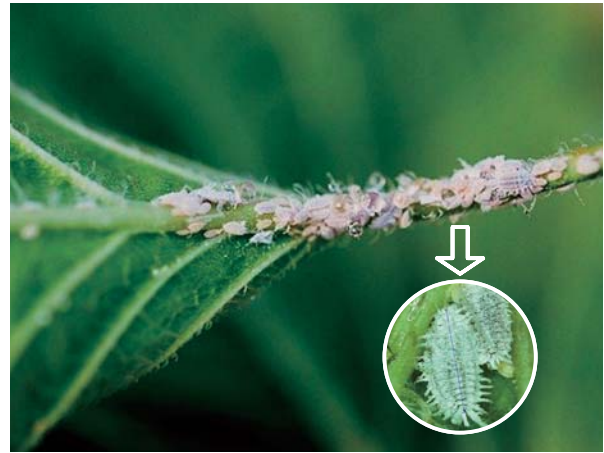


写真2 マデイラコナカイガラムシ

表 オオバの作物残留試験取り組み
計画（平成23年～25年）

対象病害虫	薬剤数
斑点病	1
さび病	1
コナカイガラムシ類	1
ハダニ類	2
ハスモンヨトウ	1

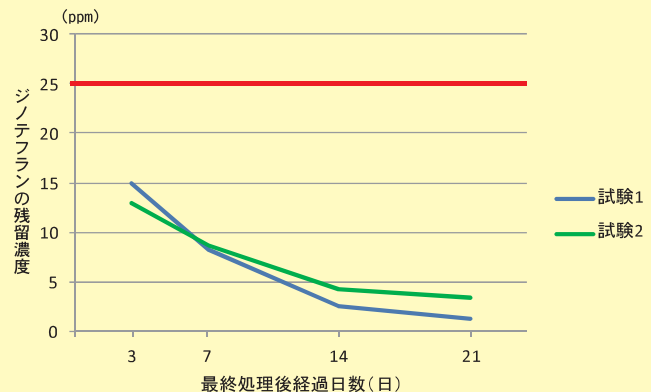


図 ジノテフラン体系処理での残留濃度の推移

注) — はジノテフランの残留基準値:25ppmを示す。

オオバ（写真1）は全国的に生産量の少ないマイナー作物であり、病害虫防除に使用できる登録農薬が少ない状況にあります。さらに、現在登録のある農薬についても散布してから収穫できるまでの日数が長く、ほぼ毎日収穫するオオバでは、実質的に使用できないものが大半を占めます。そのため、病害虫の発生が甚だしい場合には、一定期間収穫をあきらめざるを得ず、高品質・安定生産の妨げとなっています。

県ではこれまでに作物残留試験を実施し、農薬の適用拡大を図ってきました。さらに平成23年度からは農水省の新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業「オオバに発生する病害虫の新規防除資材を活用し

た総合防除体系の確立」の中で、収穫の前日もしくは3日前まで使用可能な農薬および長期の残効が期待できる粒剤の適用拡大に取り組んでいます（表）。

近年被害が深刻化してきているマデイラコナカイガラムシ（写真2）を対象に、平成23年度と24年度に、ジノテフランの粒剤と水溶剤の体系処理で作物残留試験を実施し、ジノテフラン粒剤の登録申請に必要なデータが得られました（図）。農業技術センターでは、今後も有望な農薬を探索し、作物残留試験を実施することで、使用が可能な農薬の登録に取り組んでいきます。

（農薬管理担当 青木こずえ 088-863-4915）